令和2年度 第1回新居浜市地域公共交通活性化協議会議事録

○日 時 令和2年6月29日(月)13:30~14:20

○場 所 新居浜市役所 3階 応接会議室

○出席者・協議会委員:寺田政則会長、

渡部光男委員、田所秀志委員、門田正孝委員、稲荷和重委員、 森敦郎委員、岩佐隆委員、井上哲也委員、星加勝一委員、 鈴木英次委員、宮前港委員、越智千鶴子委員、吉村卓代委員、 永易大典委員、砂田篤志委員、廣井久典委員、 菊池勝二委員(代理)、西山保幸委員、河端晋治委員(代理)19人

(欠席)

窪仁志委員 1人

・事 務 局:藤田 運輸観光課長 (事務局長) 菅 運輸観光課主幹(事務担当) 白田 運輸企画係長 (事務担当・出納員)

• 傍 聴 者: 0人

○会議次第

- 1. 開 会
- 2. 報告事項
 - (1)役員の選出について
 - (2)新居浜市地域公共交通活性化協議会規約の改正について
- 3. 協議事項
 - (1)令和元年度事業報告及び決算の承認について
 - (2)生活交通確保維持改善計画(令和3~5年度分)の策定について
- 4. その他
 - (1)年間スケジュールについて
- 5. 閉 会

1. 開 会

【藤田事務局長】

定刻が参りましたので、ただいまから令和2年度第1回「新居浜市地域公共交通活性化協議会」 を開催いたします。

本日の出席状況ですが、四国旅客鉄道株式会社の窪委員さんからご欠席とのご連絡を頂いております。現在、20人中19人のご出席で過半数を超えていますので、協議会規約第8条第2項に基づきまして、会議を進めさせていただきます。

また、本日は代理出席として、国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局から田代様にご出席いただいております。また、新居浜市より宮崎経済部総括次長が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は、協議会規約第8条第4項に基づきまして、公開とさせていただいております。事前に開催日時などを市民にお知らせして、傍聴を認め、会議の開催結果についても、議事録などを公表することといたしておりますので、ご承知いただきますようお願いします。

それでは、議事に入ります前に、本日は第1回目の会でありまして、今年度より委員の改選があ

り、再任された委員さまもいらっしゃいますことから、恐れ入りますが、全委員さんに自己紹介を お願いしたいと存じます。お手元の資料2ページの委員名簿をご覧ください。

まず、副市長から、時計回りにお願いいたします。

(順に自己紹介)

ありがとうございました。

引き続いて、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

(委員、事務局職員自己紹介)

それでは、これより、会長の議事進行でお願いいたします。

2. 報告事項

【会長(副市長)】

それでは、会議次第に従いまして、議事を進行させていただきます。なお、本日の会議終了予定 時間は、14時30分を予定しております。

まず、2.報告事項(1)の役員の選出についてでございますが、協議会規約第7条に基づき、 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名することになりますので、私から指名させていただき ます。

副会長には、新居浜市連合自治会の星加委員さんにお願いいたしたいと思います。星加委員さんには、前の任期から引き続いてになりますが、よろしくお願いいたします。そして、監事は、監査の都合がございましたので、5月20日付けで新居浜市社会福祉協議会の越智委員さん、新居浜商工会議所の吉村委員さんのお二人を指名いたしましたので、ご報告します。二年間よろしくお願いいたします。

(事務局より報告)

【会長(副市長)】

次に、報告事項(2)新居浜市地域公共交通活性化協議会規約の改正について、事務局から報告 願います。

【事務局】

今年の2月議会の同意を得て2人目の特命副市長「加藤副市長」が選任され、4月1日から「寺田統括副市長」と合わせて2人体制となりました。そのため、新居浜市地域公共交通活性化協議会の規約の改正をいたしまして、第7条第1項、会長は、新居浜市副市長(統括)をもって充てると書き加えました。

以上で報告を終わります。

【会長(副市長)】

それでは、ただいまの報告事項につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。

(質問等なし)

3. 協議事項

【会長(副市長)】

ご質問、ご意見がないようでしたら、協議事項に移らせていただきます。

それでは、3.協議事項(1)令和元年度事業報告及び決算の承認につきまして、事務局から報告願います。

(事務局より報告)

【会長(副市長)】

ありがとうございました。それでは、令和元年度の収支決算につきまして監査をしていただいて おりますので、監事を代表して、越智監事さんから監査報告をお願いいたします。

(越智監事より監査報告)

【会長(副市長)】

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告内容につきまして、何かご質問、ご意見は ございますでしょうか。

【会長(副市長)】

ご意見がないようでしたら、協議事項(1)の令和元年度事業報告及び決算につきまして、ご承認いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長(副市長)】

次に、協議事項(2) 生活交通確保維持改善計画(令和 3~5 年度分)の策定について、事務局から提 案願います。

【事務局】

生活交通確保維持改善計画について、ご説明いたします。

まず、20 ページの参考資料をご覧ください。こちらは、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱を抜粋しておりまして、下線を引いております、定義等の第2条第1項第1号、「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定することとなっております。

また、国庫補助(国の補助)を受けるためには、本年10月からの生活交通確保維持改善計画を策定し、今年度におきましては、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月末までに、四国運輸局へ申請書の提出が必要となっております。

それでは、以上を踏まえまして、資料の10ページをご覧ください。

生活交通確保維持改善計画案についてご説明いたします。

赤で書かれている部分が、昨年度から変更がありました項目となります。

まず、2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果のうち(1)事業の目標についてでございます。 令和3年度の目標設定につきましては、平成30年度末に策定いたしました「新居浜市地域公共交通網形成 計画」と整合性のとれた目標を設定するため、引き続き「デマンド交通の交通結節点への年間利用者数を令 和元年度実績の3,282人以上とする。」とし、令和4年度、5年度につきましては、デマンド交通の交通結節点への年間利用者数を前年度比で増加させるとしております。

次に、14ページをお開きください。17. 協議会の開催状況と主な議論につきましては、本日までの協議会開催分を追記しております。

次に、15ページをお開きください。19. 協議会メンバーの構成員の関係市区町村欄の新居浜市副市長 (統括)を追加しております。

続いて、16ページをお開きください。こちらは令和3年度分、本年10月から来年9月までの運行分の、運行予定者と計画運行日数と計画運行回数等について記載しています。

なお、運行予定者につきましては、これまでと変更はございません。

次に、18ページをお開きください。こちらは地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要となっております。人口等は、直近の国勢調査の結果を基に記載しております。

本日、本協議会で策定いただきます、生活交通確保維持改善計画は、四国運輸局に提出した後、運輸局の指導によりまして修正が必要になる場合がございます。

基本的な運行計画以外の軽易な修正、変更につきましては、事務局に一任していただきますようお願いいたします。

以上で、生活交通確保維持改善計画案の提案を終わります。

【会長(副市長)】

それでは、協議事項(2)につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。

【森委員】

デマンド交通の交通結節点への年間利用者数を 3,282 人以上とするということだが、交通結節点の定義は何か。

【事務局】

新居浜駅とバスの停留所のことである。

【宮前委員】

新居浜駅やバス停までしか乗れないから利用者が少ないのではないか。もう少し利用者に便利なようにしなければ利用者は増えず、新居浜市の負担も大きいのではないか。1台2人ではなく、せっかく4名乗るし、4名乗せれば市の負担も少なくてすむ。もっと利用者目線で考えないと、前年度より利用者数を増加させるという目標を立てたとしても、どうやって増やすのか。

【事務局】

新居浜市の公共交通網については、基本的にバス交通を守るということを原則に考えている。このデマンドタクシーは、バス利用における交通空白地を救うということで、バス停までをデマンドタクシーで補うという方向性でやっている。この制度をまだ知らないということも多々ありますので、今後広報を進めていきたいと思う。使い勝手よくサービス良く使えるように、デマンドタクシーの幅を広げると、バス交通を守るという意味合いが薄れてくるので、両方を見比べながら進めていきたいと考えております。

【宮前委員】

市民目線だけで言うと、新居浜市は生活のエリアが広く、循環バスで自由に乗り降りができると、 免許証を返納しても安心して暮らせることができる。共存しなくてはいけないのはわかるが、もう 少し利用者が利用しやすいものがあればいいと思う。そうでないと利用者が増加するとは思えない。

【砂田委員】

利用者が増えれば増えるほど市の負担が減るということであるが、市の負担は1台当たりで計算されているので、1台4人が乗っても、1台当たりの市の助成額との差がある以上は市の負担は軽くならない。

【会長(副市長)】

デマンドタクシーとバスの利用者一人当たりの市の持ち出しはいくらか。

【事務局】

1人1回当たりの補助額として、デマンドタクシーは1,026円、路線バスは233円です。

【会長(副市長)】

バス交通とデマンドタクシーの組み合わせでやりましょうというのは、コストの問題でもある。循環型バスについては、これまで計画の中で検討をしてきたが、なかなか問題があり進まなかった。現在は、もう少し利用しやすい路線にならないか事業者と協議をしている。とにかく、バスが利用できない方をデマンドタクシーでバスに繋いで、バスの利用を増やしていきましょうというのが、今の地域公共交通網形成計画の基本的な考え方ですので、おっしゃるとおり乗りやすい条件を整備していかなければならないということで、これから具体的に事業を計画していきますので、意見をお出しいただきたい。

他にご意見はございませんか。

【会長(副市長)】

他に、ご意見がないようでしたら、協議事項(2)の生活交通確保維持改善計画(令和 3~5 年度分)の策定について、ご承認いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

4. その他

【会長(副市長)】

続きまして、「その他」に移りたいと思います。

年間スケジュール等について、事務局から報告をお願いします。

(事務局から報告等説明)

【会長(副市長)】

それでは、ただいまの報告内容につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。

(質問等なし)

【会長(副市長)】

ご質問、ご意見がないようでしたら、報告があった内容で、各事業につきまして実施をしてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

その他、どのようなことでも構いませんので、各委員の皆様方から、何かご意見や参考になるようなことがございましたら、ご発言をお願いいたします。

【会長(副市長)】

各委員さんから、(他に) ご意見等もないようでございますので、最後に、事務局から連絡事項が ありましたらお願いします。

【藤田事務局長】

本日は、ご審議ありがとうございました。

生活交通確保維持改善計画につきまして、ご承認をいただきましたので、計画書につきましては 速やかに四国運輸局に提出致しますとともに、引き続きデマンドタクシーの運行を実施してまいり ます。

また、本来であれば、今回の第1回目の会で、新居浜市地域公共交通網形成計画における目標の達成状況について報告するべきところですが、コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公共交通利用者状況も大きく変動しておりますことから、調査時期を通年の5月から先送りしております。状況をみながら調査を実施し、次回以降のこの会でご報告させていただきます。

なお、次回の開催日程につきましては、会長、副会長さんと調整させていただいて、改めて御案 内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

5. 閉会

【会長(副市長)】

以上で、予定をいたしておりました事項をすべて終了いたしましたので、本日の会議は散会いたします。

皆様ご苦労様でした。